「天嶽院下自主防災会」規約

（名　称）

第１条　この会は、「天嶽院下自主防災会」（以下（本会）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、住民の近隣共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、天嶽院下自治会の下部組織として、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　防災に関する知識の普及に関すること。

（２）　地震等に対する災害防止に関すること。

（３）　地震等の発生における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

（４）　防災訓練の実施に関すること。

（５）　防災資機材や備品等の備蓄に関すること。

（６）　その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会　員）

第４条　本会は、天嶽院下自治会内の会員世帯をもって構成する。

（役　員）

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）会長：１人（２）副会長：２人（３）会計：１人（４）書記：１人

（５）防災協力グループ長：１人（６）情報班長：１人、（７）活動調整班長：１人

（８）防災班長：１人（９）組長：若干名（１０）班長：若干名

２　役員は、自治会役員が兼務する。

３　役員の任期は、自治会役員の任期に従い、原則１年とする。
ただし再任をさまたげない。

（役員の任務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。

３　防災協力グループは、地域防災計画等の審議・立案するとともに、防災活動に従事・協力する。

４　情報班は、災害時の住民の安否確認状況を把握するとともに、必要な防災情報を住民に周知する。

５　活動調整班は、災害時の地域防災状況を把握するとともに、自主防災第二活動において防災各班に臨機応変な防災活動を指示する。

（役員の選任）

第７条　本会役員は、自治会役員の役職（原則）により本自治会の役員会の承認を得て会長が委嘱する。

（組　織）

第８条　防災活動をより効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

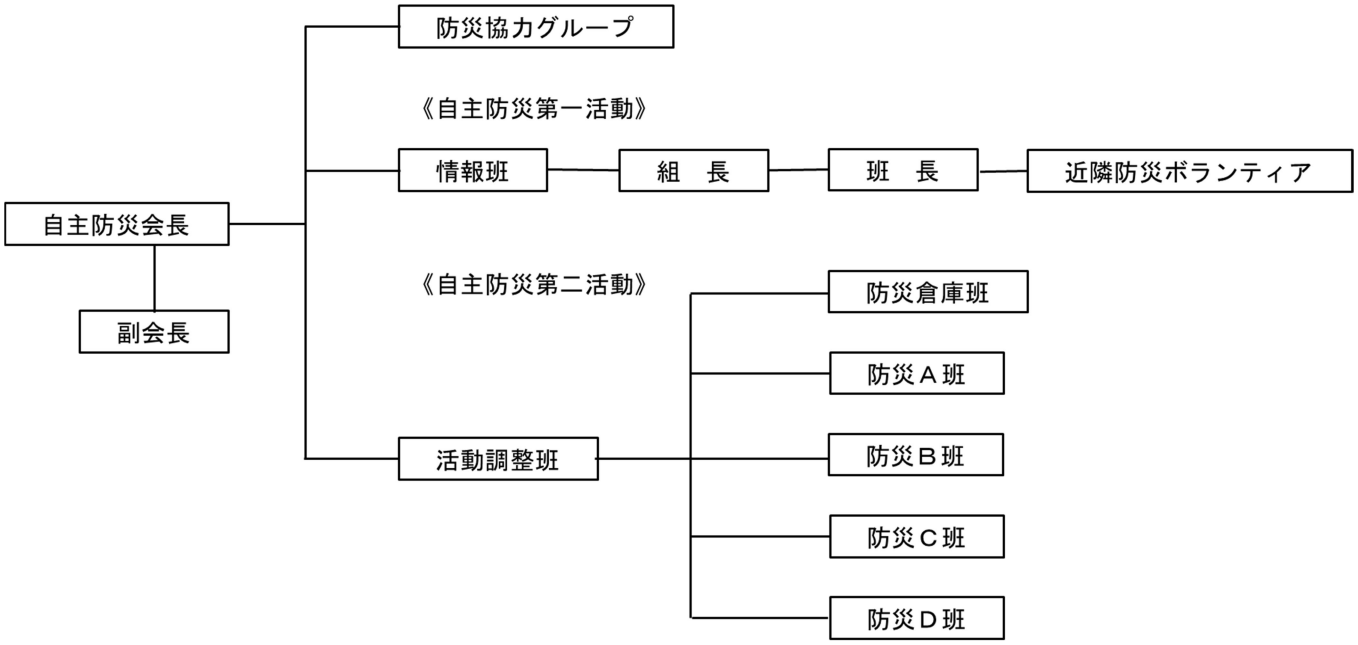

２　前年度の自治会役員は、ボランティアとして各班を支援する。

（会　議）

第９条　本会に、総会および役員会を置く。

（総　会）

第 10 条　総会は全自治会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回自治会定期総会後に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会では、次の事項を審議する。

（１）規約の改定に関すること。

（２）防災計画の作成および改定に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）予算および決算に関すること。

（５）その他総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第 11 条　役員会は、本会役員によって構成する。

２　役員会は、次の事項を審議し、実施する。

（１）総会に提出すべきこと。

（２）総会により委任されたこと。

（３）その他役員が特に必要と認めたこと。

（近隣防災ボランティア）

第 12 条　本会は、近隣防災ボランティアと連携協力し、地域防災活動の推進と継続・定着を図る。

（１）「防災協力グループ」は、自治会役員代表と自治会ＯＢボランティア等で構成し、防災計画等を審議・立案するとともに、防災活動に従事・協力する。

（２）「近隣防災ボランティア」は、班長と協力し防災活動を行う。

（３）自治会役員は、退任後の次年度ボランティアとして防災活動に協力する。

（防災計画）

第 13 条　本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

（１）地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火。救出救護および避難誘導に関すること。

（５）その他必要な事項。

（会　計）

第 14 条　本会の運営経費は、自治会予算その他の収入による。

２　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

３　会計監査は、自治会総会の際に、決算の一環として行う。

第 15 条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会において決定する。

付　則　前回改定　平成 22 年４月１日

今回改定　（内容）実情に合わせ、表記を見直す。

令和元年５月２６日